日本語日本文化教育センター 教 授 水 田 明 男 殿

> 人事労務室長 佐々木 順 司

箕面地区における過半数代表者の確認について(提案)

日頃から大学運営についてご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、昨日、ご恵与いただいた「過半数代表者選出のお願いにあたって」及び「国立大学法人大阪大学箕面地区における就業規則および労使協定の締結・改変に係る『労働者の過半数を代表する者』の選出同意書」(以下、「同意書」という。) については、その内容に特段問題がないと、大学としては判断いたしました。

ただ、同日、貴殿を箕面地区における過半数代表者として選出することにつき、教職員の過半数から同意のあることを大学として確認するため、「同意書」の原本をコピーさせていただきたい旨申し入れたところ、貴殿からは「同意書」にサインを求めるに当たって、そのコピーを大学側に渡すことまでは了解を得ていないこと等を理由に、これを認めない旨の回答があり、大学としてはいまだ上記確認を行うことのできない状況にあります。

また、その際、平成19年10月5日付けの通知に記載されている「被選出者の範囲」についても、貴殿からは同月1日時点において箕面地区で勤務する教職員(管理監督者を除く。)を「母数=276人」としている旨の説明がありましたが、その数は、大学で算出したもの(貴殿からの説明をもとに算出した場合、289人となる)とは異なっており、昨日、貴殿より説明を受けた時点の「同意書」数=146人を基準としても、「母数=292人」(管理監督者も、労働基準法上は母数に含める必要があるので、その数=3人を加算)の過半数には達していないことになります。

一方で、10月10日付けの回答文でも申しておりますとおり、母数となる教職員については、その所属を基準として判断するのが最も適当であるというのが大学の立場でありますので、そうした意味からも、大学としての確認はやはり必要であると考えます。

なお、大学が「同意書」の確認を求めているのは、あくまで「同意書」に署名した者が 選挙資格を有する教職員であることを確認することにその目的があり、氏名それ自体の確 認を目的とするものではないことにご留意願います。

したがって、過半数代表者(またはその選挙人)の選出方法として、選挙資格の有無に ついて疑義の生じる余地のない投票方式や挙手方式を採用する場合に、それが仮に無記名 で行われることが多いとしても、そのことは、「同意書」について確認を不要とする理由と はなり得ないものと考えます。

そこで、貴殿からのご指摘をも踏まえ、確認のための手続きとして下記の手続きを採用 することを、ここに改めてご提案いたしたく存じます。

つきましては、三六協定をはじめとする労使協定の締結を早急に行う必要があるため、 誠に恐縮とは存じますが、この提案につき至急ご検討の上、明日(10月12日)の午後 5時までに、ご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、万一ご回答をいただけない場合には、「過半数代表者の選出手続き等に関するガイドライン」に基づく過半数代表者の選出手続きを再開することも検討しておりますことを申し添えます。

記

- 1 平成19年10月1日を基準日として、「母数」となる「被選出者の範囲」及びこれに 含まれる該当者について、貴殿と大学との間で名簿を確定する。
- 2 貴殿が集められた「同意書」について、1で確定した名簿をもとに、第三者が各日の 同意者の数を確定し、過半数の同意の有無を確認する。

以上

追記) 過半数代表者との協議について

大阪大学では、従来から過半数代表者との協議にオブザーバーの出席を認めており、 事前に出席者の所属・氏名等を連絡していただければ、労使協定の締結をめぐる協議に 過半数代表者以外の方がオブザーバーとして出席されることも差し支えありません。

ただ、過半数代表者本人が出席しない協議はあり得ないこと(貴殿のいう補佐人は、 代理人ではなく、そもそも過半数代表者に代理人を設けることは法令上想定されていないこと)、また、労使協定は組合員以外の者にも適用されるものの、労働協約は組合員に しか適用されないことからも明らかなように、過半数代表者との間で行う協議は、労働 組合と行う協議とその性格を異にしているため、双方の協議を同時に併せて行うような ことはいたしませんので、その旨お含み下さい。